

3 有効活用について

建物の活用

■サークル・憩いの場所(自治会の分館)

アンケート※1によると、最寄りの施設や店舗が近くになく、不便との意見が多くありました。空き家を活用して地域の利便性の向上や、賑わいを考えてみませんか。例えば、建物の用途を変更して、自治会のサークル活

※1:P1※Cを参照ください。

動や憩いの場にしたり、店舗、福祉施設、学習塾などを誘致してみてもいかがでしょうか。また、一つの用途にとらわれず、複数の用途を一つの物件に入れることで、管理の合理化や、世代間の交流につながります。

相談先
自治会
社会福祉協議会
商工会議所

■福祉施設(子供食堂・寺子屋、介護)

空き家を福祉事業に活用する事例があります。もともと住宅だった物件は水回りが備え付けられているため、子供食堂や寺子屋として利用が開始しやすくなっています。

社会福祉協議会ではこういった地域の居場所づくりへのサポートを行っています。地域の交流拠点として、また地域の福祉として、空き家を活用してみませんか。

相談先
社会福祉協議会

駐車スペースの活用

■急な来客や、帰省時の一時利用

アンケート※1によると、一時的な駐車スペースの確保に苦慮しているといった意見が多くあがりました。空き家の駐車スペースを予約制駐車場として検討してみませんか。最近では、インターネットから初期費用0円で、駐車場の登録から運用までを一括して依頼できるサービスが普及しています。このサービスを利用すれば空き家の駐車スペースを、地域の人に時間単位で貸し出すことができます。

駐車場として活用することで、金銭的な収入があるだけでなく、防犯上の効果も期待できます。自治会内で統一したサービスを利用すれば、より効率的な利用が期待できます。

※1:P1※Cを参照ください。



提供:タイムズ24(株) 問い合わせ先:0120-8924-48

相談先
駐車場
管理事業者



■移動販売

移動販売の駐車スペースとして、空き家の駐車場を活用してみませんか。地域に点在する空き家の駐車スペースを繋げ、移動販売車を回遊させることで、空き家の利活用だけでなく、地域の活性化に繋げることもできます。

商工会議所へのヒアリングによると、テイ

クアウトの移動販売を始める事業者が増えているそうです。出店するにあたり、事前に自治会の協力を得るためには、自治会内にある店舗で扱っている商品と、競合するような商品の販売には配慮が必要です。

相談先
商工会議所
自治会

空き地の活用

■ 菜園という選択肢



空き家の庭敷地を家庭菜園にしてみませんか。

日当たりのよい庭敷地も、管理が行き届かなくなれば、草木の繁茂によるトラブルの原因となってしまいます。空き家の庭敷地を周辺住民が菜園として活用することで、お互いのメリットが生まれます。

アンケート※1でも、草木の繁茂でお困りの声がある一方で、菜園として利用したいといった声がありました。

※1:P1.※Cを参照ください。



相談先

行政の農政部門
造園業者